

家庭系燃やすごみの有料化に伴う手数料収入に係る使途と実績

1. 家庭系燃やすごみの有料化手数料の使いみち

令和3年4月からの家庭系燃やすごみの有料化の導入に伴い、市民の皆さまが指定袋や証紙シール等を購入する際に販売店を通じ市に納めていただいている家庭ごみ処理手数料は、さらなるごみ減量のための施策などに使わせていただいています。

○家庭ごみ処理手数料収入

66,670,267円(令和3年度決算)

○手数料の使いみち(令和3年度決算)

会計年度任用職員報酬等	2,450,902円
対象世帯支給ごみ袋、コンテナボックス、ボランティア袋、啓発用パネル等	8,049,878円
証紙シール、出荷承認シール、分別指導シール等	1,772,320円
出荷承認証貼付、違反ごみ収集運搬、高齢者等家庭ごみ収集支援等委託料	1,989,657円
ごみ分別アプリ使用料	264,000円
備品購入	153,560円
生ごみ堆肥化容器等設置補助金	3,193,500円
ごみステーション整備事業補助金	2,086,000円
燃やすごみ収集運搬等委託料の一部	46,710,450円

2. 燃やすごみ袋支給

「生活困窮世帯に対する経済的支援」、「要介護者・障がい者に対する在宅介護支援」、「乳幼児を養育している世帯に対する子育て支援」として、無料で燃やすごみ袋を支給。

■支給対象者、支給枚数(22リットルの袋)

- ① 生活保護を受けている世帯の世帯主 …………… 1世帯 5枚/月
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けた者(紙おむつ使用者に限る)・1人 5枚/月
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者健康福祉手帳の交付を受けた者
(紙おむつ使用者に限る) …… 1人 5枚/月
- ④ 満3歳未満の乳幼児

■令和3年度実績

要件	対象者数	申請数	申請率	備考
① 生活保護	225	225	100%	
② 要介護・要支援	106	106	100%	要支援 77、世介護 99
③ 各種手帳	42	42	100%	身障 34、療育 8、精神 0
④ 3歳未満児	1127	864	77%	
合計	1500	1237	82%	

3. 地区ごみステーション整備事業の補助金制度

■補助対象経費

- ①地区ステーションに新設、増設又は改設する固定式、非固定式又は簡易式の施設に係る経費
- ②地区ステーションの改修を行う場合の既存施設の撤去に係る経費

■補助額と補助率

ごみステーション 1 か所につき補助率 10/10 で上限 20 万円まで (1000 円未満は切り捨て)

※ 1 か所につき 1 回まで補助金の交付を受けることが可能。ただし次に掲げる場合を除く

- (1) 市長が災害、盗難等により整備の必要があると特に認める場合
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して 5 年を経過したごみステーションを整備する場合

■令和 3 年度実績

9 地区 12 件

4. 高齢者等ごみ出し支援

■対象者

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、次に該当する方を含む世帯
- ②要介護3以上の認定を受けた者
- ③認知症高齢者の日常生活自立度判定基準4ランク以上の者
- ④身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、次に該当する方を含む世帯
 - ・視覚障害1級又は2級
 - ・上肢、下肢又は体幹の機能障害1級又は2級
 - ・呼吸器機能障害1級

■収集方法・収集品目・収集日

- ①収集方法 玄関先に分別されて出されたごみの戸別収集
- ②収集品目
 - 燃やすごみ—45リットル2袋まで
 - 資源物(紙類、プラスチック類、金属類、カン、ビンなど)—45リットル袋2袋まで
- ③収集日 原則週一回。利用者の排出量や状況により収集頻度を決定。

■利用料

1回の利用につき 100円

■令和 3 年度実績

3 件 延べ 98 回利用

5. 生ごみ堆肥化容器等設置補助金

■対象者

諏訪市内に住所を有し、かつ、自らが生ごみの減量化を積極的に行う者

■補助金等の額及びその算定方法又は補助率

対象経費の 4 分の 3 以内とし、1 世帯で購入する場合は、50,000 円を限度とする。

■令和 3 年度実績

補助基数 電動式 83 基、コンポスト化容器 33 基